

答申第 219 号

令和 5 年 3 月 3 日

神戸市長

久元喜造様

神戸市情報公開審査会

会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和 4 年 5 月 30 日付神行行第 166 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「ワクチン接種副反応疑い報告書」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

新型コロナワクチン接種後の副反応の疑い事例に関する「一覧表（474 件）」及び「予防接種後副反応疑い報告書（474 件）」について非公開とした部分のうち、別表に掲げる公開すべき部分を公開すべきである。その余の情報を非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「新型コロナワクチンを接種した神戸市民のうち、副反応の疑いがある者として本請求書到達日までに貴庁が認知した事例に関する下記の情報が記載された一覧表および文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）

記

副反応の件数、及び各事例ごとの情報として

1. 被害者が居住する区の名称、2. 年齢、3. 性別、4. 接種日、5. 接種場所、6. 副反応発生日、7. ワクチン名・製造販売業者、8. ロット番号、9. 接種回数、10. 基礎疾患の有無及び内容、11. 副反応の内容（死亡の場合は死因（報告医の報告内容・対応する MedDRA の表記））、12. アラフィラキシー及びアラフィラキシー・ショックの症状の有無とその内容（全て）（死亡の場合は死因等の判断に至った検査）、13. ワクチン接種との因果関係の有無、14. 他要因の可能性の有無、15. 転帰日（症状ごと）、16. 転帰内容（症状ごと）、17. その他最終の転帰日に至るまでの経緯に関する一切の情報（死亡の場合はその他死亡に至るまでの経緯に関する一切の情報）」

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、「一覧表」及び「予防接種後副反応疑い報告書」を特定し、別表に掲げる非公開部分を条例第 10 条第 1 号ア及び本文に該当するとして非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) これに対し、請求人は、本件処分の非公開部分のうち、性別、年齢、接種日、症状、症状名、症状の概要を公開に変更するとの裁決を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和 4 年 2 月 16 日受付の審査請求書、令和 4 年 3 月 30 日受付の反論書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 憲法第 13 条、第 21 条、第 25 条、第 99 条に違反する

予防接種後の副反応の情報は、生命、健康を保護するためのものであるから公にする

必要があり、開示請求があった際には公開すべき情報である。憲法第 13 条、第 25 条は国民の生命、健康を守る権利であり、副反応の情報を隠すことはこの権利を侵害する。また第 21 条は知る権利に該当するものであり、公共の福祉となる情報を隠すことは、この権利も侵害する。また第 99 条は公務員の憲法擁護義務であり、副反応の情報を隠すことに第 13 条、第 21 条、第 25 条を上回る正当な理由が存在しないため、これは公務員の不作為であり、第 99 条に違反する。

(2) 条例第 10 条第 1 号に違反する

本条文では「人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は公開することと読み取れ、ワクチン接種後の副反応疑いの情報は、接種を実施する医療関係者や接種を受けようとする者にとって、生命、身体又は健康を保護するための極めて重要な情報である。年齢、性別の情報は、副反応との相関関連が疑われる要因であり、症状に至ってはどのような有害事象が発生するおそれがあるか、極めて重要な情報であり、公にする必要がある。

また、そもそも非公開の理由が「特定の個人の識別」とあるが、神戸市の人口は約 150 万人であり、非公開部分の性別、年齢、症状からは特定の個人の識別は極めて困難であり、非公開の理由に該当しない。現に、人の生命、身体又は健康を保護するために、厚生労働省で専門家による評価を実施するため審議会（厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会）が行われ、広くその情報を公開するために同省ホームページでその内容が公開されており、副反応の一覧として性別、年齢、症状等の情報は、すでに公開されている。神戸市民として神戸市の状況を確認するため、情報開示を求めることは至極真つ当である。

処分庁は、「個人識別性を除いたとしても公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがある。」との理由で、年齢、性別、接種日、症状を非公開としているが、厚生労働省では接種によって得られる利益と副反応などのリスクを比較して、接種の是非を国民一人ひとりが判断する必要があるとあり、ワクチンの安全性に係る情報に関して透明性の向上を図り、人の生命、身体又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められたために、神戸市が非公開とした年齢、性別、接種日、症状の情報を公表しており、厚生労働省がすでにそうした情報を公表しているので、処分庁の主張は棄却されるべきである。

さらに、兵庫県知事に対しても、兵庫県内の新型コロナワクチンにおける予防接種後副反応疑い一覧表の公文書公開請求を行ったが、年齢、性別、接種日、症状に関しては厚生労働省と同様に公開されており、市町の情報に関してもごく一部を除き、どの市町であるか公開されている。

これらの事実から、本件処分は厚生労働省と兵庫県の対応と矛盾するものであり、不当であると言わざるを得ない。したがって、年齢、性別、接種日、症状の公開を求め、「本件処分を取り消す」との裁決を求める。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和4年3月10日及び4月14日受付の弁明書、令和4年10月3日受付の意見書及び令和4年9月1日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 予防接種後副反応疑い報告について

新型コロナウイルスワクチンについては、予防接種法附則第7条の規定に基づき、同法第6条に規定する臨時接種に位置付けられている。

ワクチン接種後に副反応を疑う事例が生じた場合、症状の発生を知った医師等が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に直接報告することとされている。

当該報告においては、ワクチンと関係があるか、偶発的なもの、他の要因によるものかが分からない事例も含まれており、厚生労働省の審議会において審議・評価がなされたうえで、ワクチン接種の安全性に関する情報提供がなされる。

なお、透明性の向上等のため、厚生労働省では報告のあった事例を公表しているが、個人の住所地（都道府県）は公表されていない。

本件対象文書のうち、「予防接種後副反応疑い報告書」は、PMDAに報告されたのち、神戸市民に係る報告書が兵庫県を通じて本市に提供されたものであり、特定の個人がいつ、どこで、いずれのワクチンを何回接種し、ワクチン接種後にどのような症状が出現したかといったことが記載されている。「一覧表」は、報告書のうち、主要な項目を一覧にまとめたものである。

(2) 本件処分の理由について

① 総論

条例では、「第10条第1号ア」及び「第10条本文」において、プライバシー情報について規定するとともに、条例第3条では、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならないと規定し、公文書の公開にあたり、プライバシー侵害が生じることがないように、個人に関する情報には最大限の配慮が求められている。

② 条例第10条本文及び第1号アの該当性

ア 「一覧表」について

「一覧表」には、特定の個人の氏名が記載されており、特定の患者のワクチン接種後の副反応に関する情報である。

接種回数、副反応発生日、因果関係、程度、重い場合、転帰、第2報以降の場合のみを除き、患者のカルテに記載されている情報と同等であり、患者個人の生命、健康等に直接関わる私的な情報であることから、個人識別情報についてはもちろんのこと、個人識別性を除いたとしても、公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる。以上のことから、「一覧表」のうち、①受付番号、②名前、③性別、④年齢、⑤接種場所、⑥接種日、⑦症状、⑧症状名について、非公開とした。

イ 「予防接種後副反応疑い報告書」について

「予防接種後副反応疑い報告書」には、特定の個人の氏名が記載されており、特定の患者のワクチン接種後の副反応に関する詳細な情報である。

予防接種法上の定期接種・任意接種の別や接種したワクチン名などを除き、患者のカルテに記載されている情報と同等であり、患者の生命、健康等に直接関わる私的な情報であることから、個人識別情報についてはもちろんのこと、個人識別性を除いたとしても、公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる。

以上のことから、①患者（被接種者）氏名又はイニシャル欄、性別欄、接種時年齢欄、住所欄及び生年月日欄の記載、②報告者氏名、医療機関名、電話番号及び住所欄の記載、③接種場所医療機関名及び住所欄の記載、④ワクチン欄のうち、ロット番号、⑤接種の状況欄のうち、接種日、接種前の体温、家族歴についての記載、予診票での留意点、⑥症状の概要欄のうち、症状名、概要（症状・兆候・臨床経過・診断・検査等）についての記載、他要因についての記載、⑦症状の程度欄のうち入院先病院名及び入退院日についての記載、⑧欄外に記載された報告医療機関の名称及びFAX番号等を非公開とした。

③ 厚生労働省における公表内容について

ア 「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会」について

ワクチンの接種後には副反応を生じることがあり、副反応をなくすことは困難である。接種によって得られる利益と、副反応などのリスクを比較して接種の是非を被接種者本人において判断する必要がある。副反応疑い報告では、ワクチンと関係があるか、偶発的なもの・他の原因によるものかが分からない事例も数多く報告されているが、国民一人ひとりが接種の是非を判断するためには、こうした事例も含め、報告のあった事例を公表することにより、ワクチンの安全性に係る情報に関して、透明性の向上を図る必要がある。

こうしたことから、副反応検討部会においては、ファイザー社製、武田／モデルナ社製、アストラゼネカ社製ごとにN○、年齢、性別、接種日、発生日、接種から発生までの日数、ワクチン名、製造販売業者、ロット番号、症状名（PT名）、因果関係（報告医評価）、重篤度、転帰日、転帰内容を記載した一覧表が公表されている。

イ 本件対象文書との関係について

前述のとおり、副反応検討部会においては、全国から収集された副反応疑い報告について、被接種者の居住地が特定されない状態を維持しながら、国民が自身の接種の是非を判断できるよう、年齢、性別、接種日といった、個人の識別につながる可能性がある情報についても公表している。

一方で、本市が保有している本件処分に係る副反応疑い報告に係る文書は、前述のとおり、神戸市民に係る報告書について、厚生労働省より提供を受けたものであ

り、たとえ、個人識別情報を除いた状態であっても、副反応検討部会における公表資料に比して、個人が識別されうる可能性が高まった情報である。

④ 請求人が公表を求める情報について

請求人が公開を求める情報のうち、「症状」、「症状名」、「病状の概要」については、個人の人格と密接に関連するカルテに記載される情報と同等の情報であり、特定の個人が識別されなくても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報に該当することは明白である。

また、「性別」、「年齢」、「接種日」については、副反応検討部会において公表されている情報と照合することにより、特定の個人が識別されなくても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる「症状名」が明らかとなることとなる。このことは、全ての報告対象者について明らかにすることは不可能かもしれないが、1名分であっても、明らかになる可能性があれば、公開すべきではないと考える。

また、請求人は、ワクチン接種後の副反応疑いの情報は、条例第10条に規定する人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報にあたり、公にする必要があると主張するが、報告された症例や評価の結果等の情報は、既に厚生労働省により広く国民に提供されており、本件非公開部分を公開することにより新たに得られる利益（情報）が、これを非公開とすることにより、保護される個人の権利利益を上回ることはないと考えられることから、これに当たらないものとする。

5 審査会の判断

(1) 本件の争点について

処分庁は、本件請求に対して、医療機関から独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告され、兵庫県を經由して取得した「予防接種後副反応疑い報告書」（474件）の写し、及び当該写しに記載されている情報項目の一部を転記又はその内容を反映して作成した「一覧表」（474件）を特定のうえ、「一覧表」に記載されている性別、年齢等の個人に関する情報を、「予防接種後副反応疑い報告書」に記載されている性別や年齢、症状の詳細な記載等の個人に関する情報を、条例第10条第1号ア及び本文に該当するとして非公開とする決定を行った。

これに対し請求人は、年齢、性別、接種日、症状の情報は、厚生労働省が既に公表しているため、公開すべきであると主張している。

したがって、本件における争点は、処分庁が非公開とした情報の条例第10条第1号ア及び本文後段の該当性である。

以下、検討する。

(2) 条例第10条第1号（プライバシー情報）について

条例第10条第1号は、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であって、公にしないことが正当であると認められる場合や、特定の個人を識別することはでき

ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる場合には、非公開とすることができる。これは、個人から個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重するために、プライバシーを保護しようとするものであり、公文書公開によりプライバシー侵害が生じることのないように、個人に関する情報には最大限の配慮をすることが求められている。

(3) 「一覧表」における非公開情報の条例第10条第1号の該当性について

審査会が「一覧表」を見分したところ、「一覧表」の記載項目のうち、①「報告書受付番号」、患者（被接種者）に係る②「名前」、③「性別」、④「年齢」、⑤「接種場所」、⑥「接種日」、⑦「症状」、⑧「症状名(入力)」を非公開としていることが認められる。

処分庁の主張によれば、これらの情報は、患者のカルテに記載されている情報と同等であり、患者個人の生命、健康等に直接関わる私的な情報であることから、個人識別情報についてはもちろんのこと、個人識別性を除いたとしても、公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると考えられるため、条例第10条第1号ア及び本文に該当するとして非公開としたとのことであった。

これらの非公開情報のうち、①「報告書受付番号」及び②「名前」については、特定の個人が識別され若しくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

つぎに、③「性別」、④「年齢」及び⑥「接種日」については、特定個人の属性もしくは行動履歴に関する情報ではあるが、これらの情報が公にされたとしても、一般人が通常入手し得る他の情報と照合して、特定個人を識別することはできるものとはいえない。したがって、これらの情報は、いずれも条例第10条第1号に該当するとはいえないため、公開すべきである。

つぎに、⑤「接種場所」は、「医療機関」又は「集団接種」の2種類に分類されて記載されており、⑦「症状」は、「アナフィラキシー」又は「その他」の2種類に分類されて記載されており、いずれも情報の抽象化が施されていることが認められる。また、⑧「症状名(入力)」については、自由記載欄ではあるものの、その記載内容は「発熱(体温)」、「頭痛」、「倦怠感」「呼吸苦」等、副反応として起こり得る症状の名称等が列挙されている。これらの情報は、特定個人の副反応発生時の身体状況であるものの、処分庁が主張するような個人のカルテと同等のものとして、症状経過を詳細に記録されているものと言うことはできないし、新型コロナウイルスのワクチン接種を推奨する行政の立場から鑑みれば、公益性の観点からワクチン接種後の副反応の状況も、一定明らかにすることは重要であると思料する。したがって、これらの情報は、いずれも条例第10条第1号に該当するとはいえないため、公開すべきである。

(4) 「予防接種後副反応疑い報告書」における非公開情報の条例第10条第1号の該当性について

審査会が「予防接種後副反応疑い報告書」を見分したところ、「予防接種後副反応疑い報告書」中、i ⑨「報告書受付番号」、ii 患者（被接種者）欄に記載の⑩「氏名」、⑪

「性別」、⑫「接種時年齢」、⑬「住所」、⑭「生年月日」、iii報告者欄に記載の⑮「氏名」、⑯「職種の別」、⑰「医療機関名・電話番号・住所」、iv接種場所欄に記載の⑱「医療機関名又は会場名及びその住所」、vワクチン欄に記載の⑲「ロット番号」、vi接種の状況欄に記載の⑳「接種日」、㉑「接種前の体温」、㉒「家族歴」、㉓「予診票での留意点の記載内容」、vii症状の概要欄に記載の㉔「症状名」、㉕「他要因（他の疾患等）の可能性の記載内容」、㉖「症状の詳細な記載内容」、㉗「製造販売業者への情報提供の有無」、viii症状の程度欄に記載の㉘「入院先の病院名・医師名及び入退院年月日」、ix㉙「報告者意見」欄を非公開としている。

処分庁の主張によれば、これらの情報は、患者のカルテに記載されている情報と同等であり、患者個人の生命、健康等に直接関わる私的な情報であることから、個人識別情報についてはもちろんのこと、個人識別性を除いたとしても、公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると考えられるため、条例第10条第1号ア及び本文に該当するとして非公開としたとのことであった。

これらの非公開情報のうち、⑨「報告書受付番号」及び患者の⑩「氏名」については、上記（3）で判断したとおり、非公開とした決定は妥当である。

つぎに、患者（被接種者）の⑭「生年月日」、報告者欄に記載の⑮「氏名」、⑰「医療機関名・電話番号・住所」、接種場所欄に記載の⑱「医療機関名又は会場名及びその住所」、㉘「入院先の病院名・医師名及び入退院年月日」については、特定の個人が識別される情報若しくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

その余の部分について見分したところ、⑫「接種時年齢」欄については、年齢数に加えて、月齢数も記載されているものが見受けられる。年齢数については、上記（3）で検討したとおり公開すべきであるが、年齢数に加えて月齢数を公開することになれば、特定個人の識別可能性を高める要因になるものと思料される。したがって、月齢数については条例第10条第1号アに該当すると認められるため、非公開とした決定は妥当である。

つぎに、患者欄に記載の⑬「住所」については、個人を識別する可能性のある情報ではあるものの、処分庁が保有する「予防接種後副反応疑い報告書」は神戸市民を対象としていること、また、各区の人口に鑑みれば、住所地の市区名まで公開したとしても、個人の特定につながるものとは言えないため、市区名については公開すべきであるが、町名以下の住所については、特定の個人が識別され若しくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

また、㉑「接種日」欄については、接種日及び接種時刻を記載する様式とされている。このうち接種日は、上記（3）で判断したとおり公開すべきであるが、一部の患者については接種時刻も記載されており、接種時刻も含めることにより、特定個人の識別可能性を高める要因になるものと思料される。したがって、接種時刻については、条例第10

条第1号アに該当するものと認められるため、非公開とした決定は妥当である。

つぎに、患者（被接種者）に係る⑪「性別」及び⑭「症状名」については、上記（3）で判断したとおり、公開すべきである。

また、報告者に係る⑯「職種の別」欄については、「医師」、「医師以外」、「主治医」、「その他」の4区分から選択するものであり、特定個人が識別されうるものとは言えず、ワクチン接種に係る⑰「ロット番号」については、同一のロット番号のワクチンが、全国的に広範囲にわたり非常に多数の患者に用いられており、仮にロット番号を公開したとしても、特定個人が識別されうるものとは言えない。また、⑱「接種前の体温」については、被接種者の身体に関する情報ではあるものの、副反応が発現する前の平熱時の状況であり、仮に公開したとしても、特段、特定個人の権利利益を不当に侵害するものとはいえない。さらに、⑳「製造販売業者への情報提供の有無」についても、特定個人を識別されうるものとは言えないことから、これらの情報はいずれも公開すべきである。

つぎに、接種の状況欄に記載の㉑「家族歴」、㉒「予診票での留意点の記載内容」、症状の概要欄に記載の㉓「他要因（他の疾患等）の可能性の記載内容」、㉔「症状の詳細な記載内容」、㉕「報告者意見」欄については、特定個人の既往歴、服薬中の薬、時系列的に記載した症状経過、症状の程度及び転帰及び医師等の意見など、詳細に記載されている。これらの情報はいずれも特定個人の身体に関する機微な情報であり、当該患者としては、これらの情報が社会に流通することについて、不快感や嫌悪感を抱くのが通常とみるのが相当と考えられる。したがって、これらの情報は、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるため、条例第10条第1号本文後段に該当し、処分庁が非公開とした決定は妥当である。

（5）「予防接種後副反応疑い報告書」欄外に記載の非公開情報の条例第10条第1号の該当性について

審査会が見分したところ、「予防接種後副反応疑い報告書」所定の項目の欄外に記載されている情報で、非公開とされているものが見受けられた。所定の項目欄から継続して記載された部分及び所定の項目欄で記載された「報告書受付番号」、「医療機関名等」、「年齢」等、同一の情報項目については、上記（3）及び（4）で判断したとおりであるが、所定の項目欄とは異なる情報について、非公開としているものがあることが認められる。

これらの情報のうち、各項目に記載されている内容について㉖「確認をしたことの実実を示す記述」、その情報について確認をした㉗「引用元の記述」、異物混入のあったワクチンの㉘「バイアル自体に関する記述」、医療機関からの報告がFAXで行われた場合の㉙「送信日時・曜日」、㉚「FAX受付番号」及び㉛「印刷日時」、医療機関独自のものと思われる㉜「報告書ID」及び㉝「識別符号」については、仮にこれらの情報を公開しても個人の特定につながるとは言えないため、公開すべきである。

つぎに、医療機関での㉞「患者番号と思われる数値」が記載されているが、当該情報

については、特定の患者が識別されうる可能性を否定できないため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

・「一覧表」

非公開部分	公開すべき部分
①報告書受付番号	—
②患者（被接種者）の名称	—
③患者（被接種者）の性別	左記の情報
④患者（被接種者）の年齢	左記の情報
⑤接種場所	左記の情報
⑥接種日	左記の情報
⑦症状	左記の情報
⑧症状名（入力）	左記の情報

・「予防接種後副反応疑い報告書」

非公開部分		公開すべき部分
i	⑨「報告書受付番号」	—
ii 患者（被接種者）	⑩「氏名」	—
	⑪「性別」	左記の情報
	⑫「接種時年齢」	左記の年齢数
	⑬「住所」	市及び区
	⑭「生年月日」	—
iii 報告者	⑮「氏名」	—
	⑯「職種の別」	左記の情報
	⑰「医療機関名・電話番号・住所」	—
iv 接種場所	⑱「医療機関名又は会場名及びその住所」	—
v ワクチン	⑲「ロット番号」	左記の情報
vi 接種の状況	⑳「接種日」	接種日のみ
	㉑「接種前の体温」	左記の情報
	㉒「家族歴」	—
	㉓「予診票での留意点の記載内容」	—
vii 症状の概要	㉔「症状名」	左記の情報
	㉕「他要因（他の疾患等）の可能性の記載内容」	—
	㉖「症状の詳細な記載内容」	—
	㉗「製造販売業者への情報提供の有無」	左記の情報
viii 症状の程度	㉘「入院先の病院名・医師名及び入退院年月日」	—
ix	㉙「報告者意見」	—
欄外	㉚「確認をしたことの実を示す記述」	左記の情報
	㉛「引用元の記述」	左記の情報
	㉜「バイアル自体に関する記述」	左記の情報
	㉝「送信日時・曜日」	左記の情報
	㉞「FAX受付番号」	左記の情報
	㉟「印刷日時」	左記の情報
	㊱「報告書ID」	左記の情報
	㊲「識別符号」	左記の情報
㊳「患者番号と思われる数値」	—	

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和4年2月16日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和4年3月10日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和4年3月30日	—	* 請求人から反論書を受理
令和4年4月14日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和4年5月30日	—	* 諮問書を受理
令和4年9月1日	第 347 回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和4年10月6日	第 348 回審査会	* 審議
令和4年12月27日	第 350 回審査会	* 審議
令和5年1月23日	第 351 回審査会	* 審議
令和5年2月10日	第 352 回審査会	* 審議